

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続企業としての収益の拡大、企業価値の向上のため経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高める経営管理体制を整備すると共に、お取引先様や株主の皆様等のすべてのステークホルダーから信頼され業界・地域・社会に貢献する企業となるために、経営の透明性や健全性に加え、企業活動における企業倫理と法令遵守に基づく行動を常に意識し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社はコーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴木 裕紀	1,283,400	49.89
安田 鉄也	360,000	13.99
SYSHDグループ従業員持株会	172,400	6.70
和田 享	40,300	1.56
長崎 純一	26,000	1.01
瀬戸信用金庫	20,400	0.79
株式会社三井住友銀行	20,000	0.77
株式会社百五銀行	20,000	0.77
小山 礼仁	16,900	0.65
酒井 幸長	15,400	0.59

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	7月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤井 敏夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井 敏夫	○	----	公益財団法人理事長等を歴任しており、その高い知見と幅広い経験から、当社の取締役会に対して有益な助言を頂くとともに、客観的な立場から当社の経営を監督して頂けると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、独立役員の属性として、株式会社東京証券取引所が規定する項目に該当することはない、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないため、独立性は確保されているものと判断しております。なお、同氏及び同氏の兼任先と当社との間に特別の利害関係等はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して、実効的な監査業務を行います。また、監査役は定期的に内部監査担当者と共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有をすることで連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森戸 耐之	弁護士													
深井 貴伸	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森戸 耐之	○	----	弁護士として法務に関する専門的な知識と実務経験を当社の監査に活かし、監査役として適切に職務を遂行できると判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、独立役員の属性として、株式会社東京証券取引所が規定する項目に該当することなく、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないため、独立性は確保されているものと判断しております。なお、同氏及び同氏の兼任先と当社との間に特別の利害関係等はありません。

深井 貴伸	○	----	当社の属する情報サービス業界に長く携わり、同氏の情報サービス産業分野を中心とした業界動向や企業経営に関する高度な見識を当社の監査に活かし、監査役として適切に職務を遂行できると判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、独立役員の属性として、株式会社東京証券取引所が規定する項目に該当することはない、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないため、独立性は確保されているものと判断しております。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係等はありません。
-------	---	------	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに企業価値の向上を意識した経営を推進することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

支給水準については、今後検討すべき事項と考えております。

ストックオプションの付与対象者	その他
該当項目に関する補足説明	

対象者なしのため、付与を行っておりません。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額にて開示しており、前連結会計年度における役員報酬の総額は50,972千円となっております。また、その内訳は以下のとおりであります。

- ・取締役(社外取締役を除く)に対する報酬 46,202千円
- ・監査役(社外監査役を除く)に対する報酬 1,800千円
- ・社外役員に対する報酬 2,970千円

- (注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。
2. 連結子会社が当社役員に支払っている報酬は取締役3名に対して9,890千円になります。
3. 上記の対象となる役員の員数には、2018年10月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員報酬制度は、内規に基づき、役位毎の役割・責任を報酬算定の基本としつつ、業績向上に対するインセンティブを強化するため、業績連動性を取り入れた制度としております。このため、当社の役員報酬は、固定報酬である月額報酬、単年度の業績を反映した業績連動賞与、退職慰労金により構成しております。役員報酬の額等の決定の役職ごとの方針は定めておりませんが、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役については、業績連動報酬は相応しくないため、社外取締役及び社外監査役については、固定報酬のみを、監査役については固

定報酬と退職慰労金のみを支給しております。

固定報酬：

固定報酬は、内規に基づき、役位毎の役割・責任に応じて設定された固定報酬基準から、前年度の業績及び職責、就任後の業績寄与等の評価に応じての算定した額を加算又は減算した報酬を支給しております。ただし、社外取締役及び監査役については、業績による評価は行っておりません。

業績連動報酬：

業績連動報酬は、内規に基づき、売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて算定した額を賞与として支給しております。なお、業績連動報酬は目標額の達成額等に応じて算定した原資を、役員と従業員で役位に応じて配分しておりますが、役員については全て同一の役位としております。

売上高、営業利益を指標として採用する理由は、当社グループの企業価値向上において、売上高の成長及び営業利益の向上が重要であると考えているためであります。なお、前連結会計年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期連結売上高の目標額は5,346百万円、実績は5,130百万円であり、通期営業利益目標は203百万円、実績は216百万円であります。

また、連結子会社においても、各会社ごとに売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて賞与を支給する内規を定めており、当社役員と連結子会社役員を兼務している役員のうち連結子会社から固定報酬を支給されている役員は、内規に基づき業績連動報酬を支給しております。

なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の支給割合の決定方針は定めておりません。

退職慰労金：

退職慰労金は、内規に基づき、固定報酬に一定の割合を掛けて算出した額としております。

また、2013年8月30日開催の臨時株主総会において、役員報酬の限度額として、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内とそれぞれ定めております。

なお、提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役4名、監査役3名であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制としましては、必要に応じ管理本部が適宜サポートを行っております。管理本部担当者が社外役員のサポート役を務めており、社外役員の指示の下で必要な情報収集や調査等を行っております。

また、社外役員が議題の具体的な内容を検討する時間を確保できるよう、事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明等も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。

取締役会：

当社の取締役会は、代表取締役会長兼社長鈴木裕紀を議長とし、取締役常務執行役員後藤大祐、取締役安田鉄也、社外取締役藤井敏夫の4名により構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、重要な業務執行その他法定の事項について審議・決定を行います。また、監査役には必要に応じて意見及び指摘を受けております。

監査役会：

当社は監査役会を設置しており、毎月監査役会を実施しております。当社の監査役会は、常勤監査役堀江克由を議長とし、社外監査役森戸尉之、社外監査役深井貴伸の3名により構成されており、監査役会で定めた監査役監査方針・計画に基づき、取締役会、経営戦略会議を含む重要会議への出席、代表取締役・取締役・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ、監査を実施しております。

また、会計監査人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性確保に努めております。

会計監査人：

当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、2019年7月度の監査業務を執行した

公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

・指定有限責任社員 業務執行社員 今泉 誠

・指定有限責任社員 業務執行社員 加納 俊平

監査業務に係る補助者の構成

・公認会計士 4名

・その他 11名

内部監査室：

当社は代表取締役の直轄部署として内部監査室を設置しており、内部監査業務を1名（うち専任1名）が実施しております。内部監査室は代表取締役の指示を受けて、当社及び子会社全体の業務執行状況を監査しており、内部監査の結果につきましては、代表取締役に報告しております。

経営戦略会議：

当社はグループ各社が一体として事業の円滑かつ合理的な業務執行を行うために必要な議論及び情報の共有を目的として、取締役常務執行役員後藤大祐を議長とし、代表取締役会長兼社長鈴木裕紀、社外取締役藤井敏夫、執行役員一柳泰行、執行役員伊藤政光、執行役員玉本真也、執行役員吉川明利、執行役員荒井一隆、執行役員小川太一、執行役員服部大騎、執行役員中平裕貴、執行役員赤尾隆一、執行役員荒木正和、サイバーネックス株式会社社長執行役員近藤成二郎、連結子会社の部門責任者2名の16名で構成する経営戦略会議を毎月1回開催し、経営方針の伝達、利益計画及び各案件の進捗状況の報告を受けております。

リスク管理各委員会：

当社グループにおいて近い将来に発生が予想されるリスク及び潜在的リスクの管理を目的として、リスク別に代表取締役会長兼社長鈴木裕紀を委員長、取締役常務執行役員後藤大祐を委員とし、社会保険労務士等の社外専門家も含めてリスクごとに選任した委員を構成員としたリスク管理委員会を設置し、各リスクのリスク改善計画と進捗を取締役に報告しております。

情報セキュリティ委員会：

情報セキュリティにかかわるリスクの管理を目的として、執行役員吉川明利を委員長とし、従業員及び連結子会社従業員22名を構成員とした情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティの維持、管理、運用を行っております。

リスク管理及びコンプライアンス体制：

当社では、企業グループとしての倫理観・理念・法令遵守の姿勢・指針を定めた「グループ企業行動憲章」を制定しており、全従業員及びグループ各社に周知しております。

リスク管理についてはリスクマネジメントに関する基本的な事項を「グループリスク管理規程」にて定めてい

るほか、当社グループにおいて近い将来に発生が予想されるリスク及び潜在的リスクについて、リスク別にリスク管理委員会を設置し、リスク改善計画と進捗を取締役に報告しております。また、リスク管理責任者としてリスク管理担当役員を選定しております。

コンプライアンス体制については、弁護士である社外監査役から取締役会にて当社グループの運営及び意思決定についてコンプライアンスの観点から助言・指摘を受けております。さらに、コンプライアンスの相談・通報窓口として、内部監査室及び社外の社会保険労務士へのホットラインを設置しております。

情報セキュリティにかかわるリスク管理体制としては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティの維持、管理、運用を行っております。また、個人情報保護法の遵守のため、個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）を制定し、個人情報の保護に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役会を設置しており、重要な決定事項に関しては、定例または臨時の取締役会において、代表取締役、取締役、監査役が出席のうえでその内容を協議・検討しております。

また、1名の社外取締役と2名の社外監査役より、経営全般に関する意見・指摘をいただき、代表取締役及び取締役会の監督においても重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月決算、10月定時株主総会開催であるため、集中日には該当いたしません。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	外国人株主の構成割合により今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、当社の情報開示に関する考え方を「ディスクロージャーポリシー」として定め、当社ホームページ上で公表しております。 (http://www.syshd.co.jp/jp/ir/disclosure/ 参照)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度の開催を予定しております。 当社についてより広く知っていただくため、個人投資家の皆様に会社設立経緯、決算概況及び経営方針などの説明を行う予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、第2四半期会社説明会の開催を予定しております。 当社を理解していただくために、アナリスト・機関投資家の皆様に決算概況及び経営方針などを説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会の資料その他の情報を当社ホームページ上で掲載することにより、幅広く情報を提供しております。 (http://www.syshd.co.jp/jp/ir/ 参照)	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部経営企画グループを担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念において、顧客や従業員をはじめとするステークホルダーに対し、その立場を尊重する旨を記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき ・仕事と家庭生活・子育てを両立できる労働環境の整備 ・次代を担う子供や若年層人材に就業体験の機会を提供 ・女性が活躍しやすい職場作りの推進 に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき2014年6月21日の取締役会にて、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針を定めております。概要は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監視し、法令や定款及び社内規程の違反を未然に防止します。
 - ・ 取締役が、他の取締役の法令や定款などに違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告します。
 - ・ 監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス及び内容が、法令及び定款などに適合しているか確認します。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務執行に係る文書記録その他情報は、取締役会規程及びその他関連規程に基づき、適切に保存管理します。
 - ・ 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクの未然防止、解消、事故などの再発防止に努めます。
 - ・ 各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部監査室は、定期的を実施する内部統制監査において、その整備及び運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた、職務権限および責任分掌規程に基づき、適切かつ効率的に職務を執行します。
 - ・ 重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、業務遂行のための円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え経営戦略会議を設置しています。経営戦略会議は、原則として毎月定期的に開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議及び業務執行状況報告などを行います。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 法令、規則及びビールの遵守を定めたコンプライアンス規程を定め、社内WEBへの掲載の他、毎月定期的に開催される取締役、執行役員及び使用人全員参加の会議（全体会議）にて、継続的な周知徹底を図ります。
 - ・ 使用人が、法令・定款違反、社内規程違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知ったときは、内部通報者制度（エスワイ・ホットライン）に通報相談できる仕組みを整備し、遅滞なく対処します。
 - ・ 内部通報者制度に関しては、公益通報者保護規程に基づき通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処します。
 - ・ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含めて一切の関係を断絶し、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応します。
6. 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 関係会社管理規程に基づき、当社を中核とした企業集団全体に対する適切な経営管理を行います。
 - ・ 子会社及び関連会社の経営については、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。
 - ・ 内部監査基準に基づき、当社の内部監査室が当社及びグループ各社に対する内部監査を実施します。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査役会から、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める人員を立て、監査役の職務の補助業務を担当させます。
8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 前項の監査役の補助業務を執行する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
9. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事項、又は当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、速やかに監査役に報告します。
 - ・ 監査役は、取締役会、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人に説明を求めることができます。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役はその職務の執行にあたり、取締役の職務執行が法令及び定款などに適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。
 - ・ 監査役は、内部監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して、実効的な監査業務を行います。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図ります。
 - ・ 取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

また、当社グループにおける反社会的勢力排除方針・基準として「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、以下のような方針のもと、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

反社会的勢力に対する基本方針

当社グループは、市民社会にとって秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる団体との関係について遮断し、被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定めます。

- (1) 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対して、経営トップ以下組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保するために体制を整備します。
- (2) 当社グループは、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- (3) 当社グループは、反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から警察、暴力追放団体、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事事件として被害届

の提出または告訴・告発をおこないます。

(5) 当社グループは、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

取引先については新規取引開始時に外部機関調査及びインターネット検索等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する「反社会的勢力の排除に関する覚書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨を盛り込んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

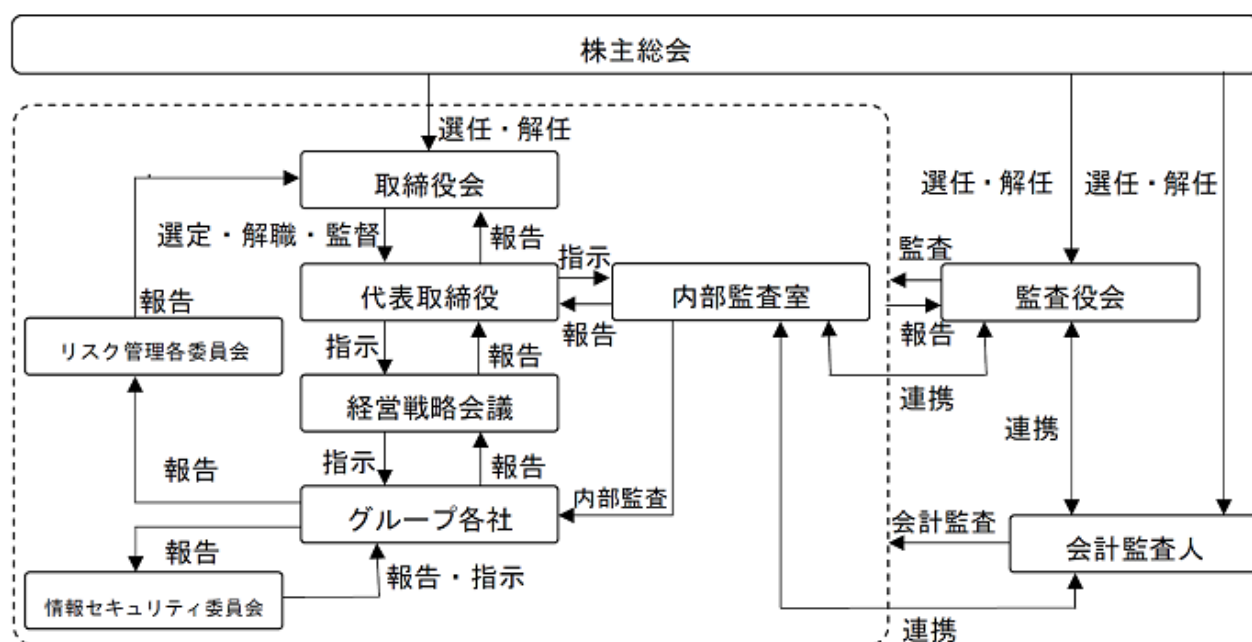
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

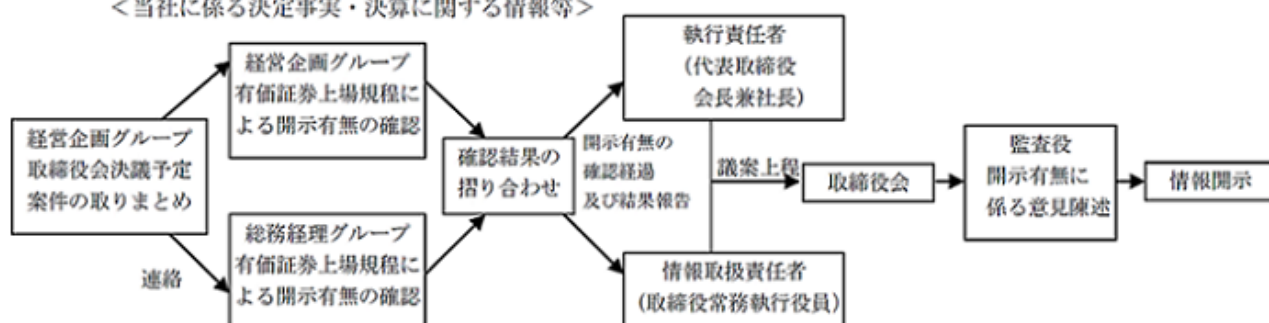
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

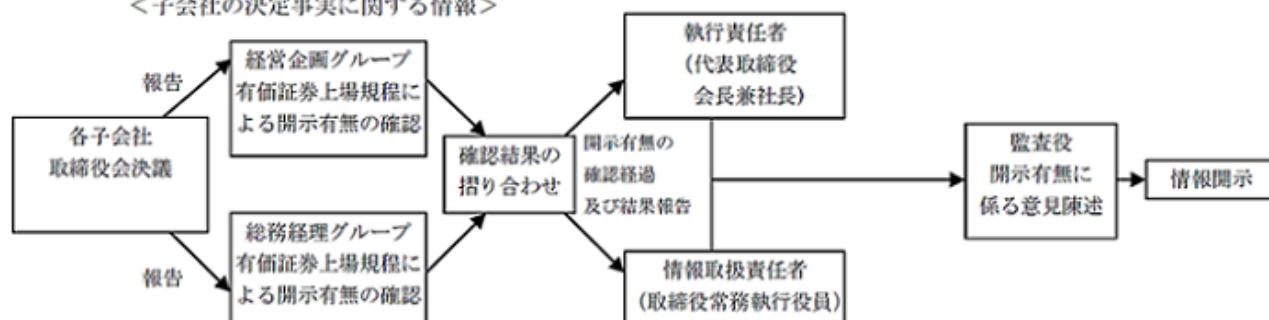


【適時開示体制の概要（模式図）】

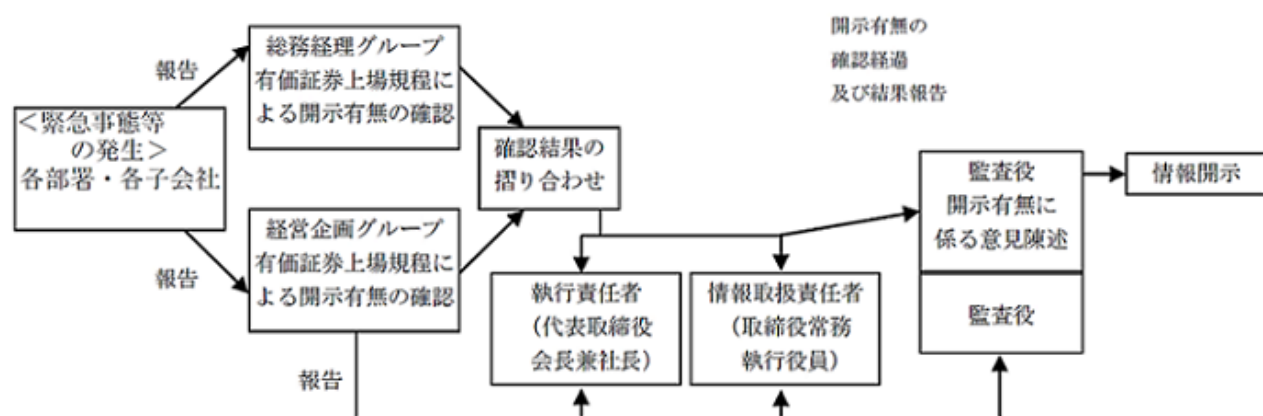
<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>



(注) 緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後改めて、取締役会にも報告されます。